

## 第4編 事故災害防災計画

社会・産業の高度化、複雑化及び多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用増大、高層ビル等の増加、トンネル及び橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について通信、予防及び応急対策を定める。

# 第1章 海上災害対策計画

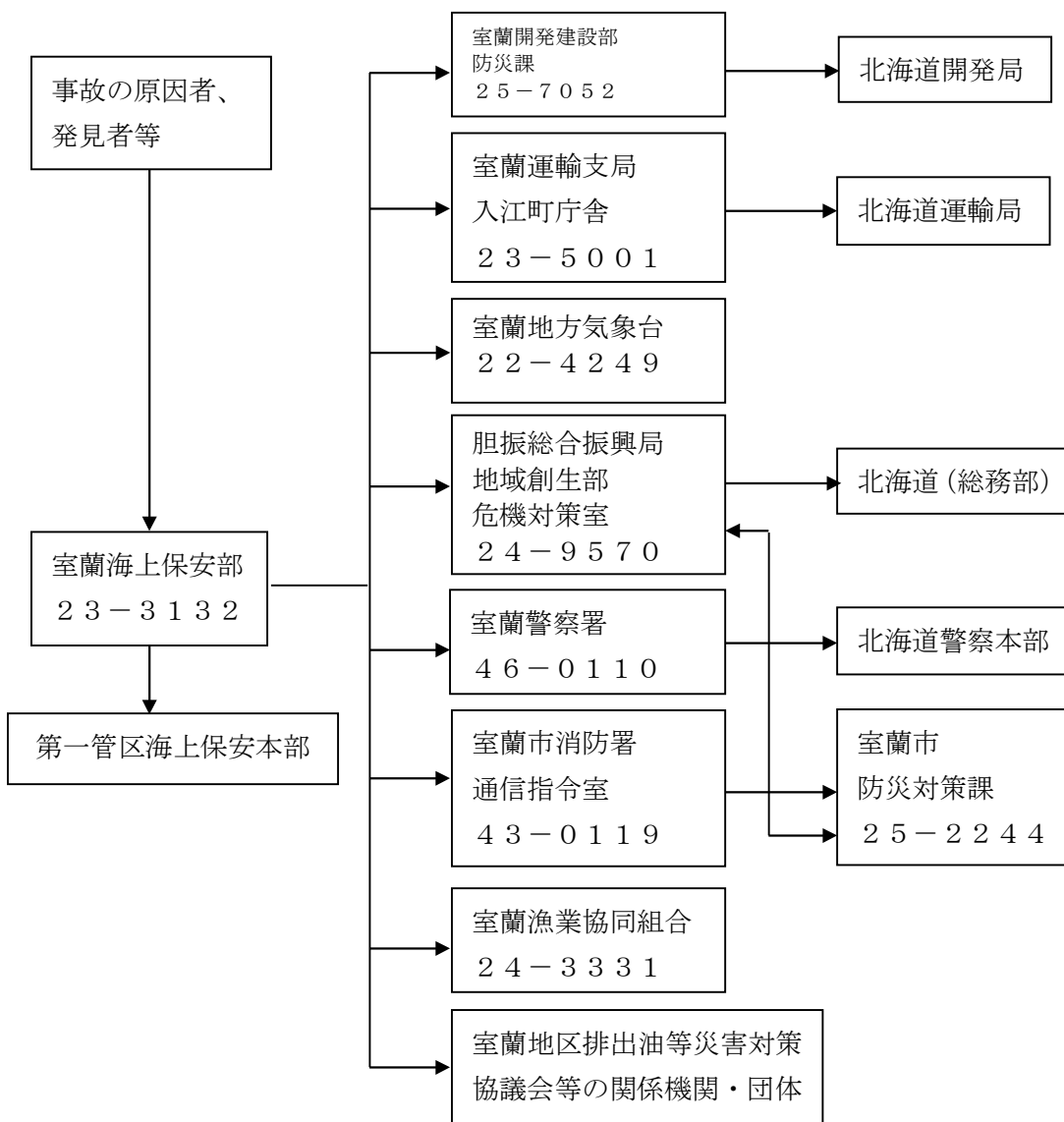
## 第1節 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水及び機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者及び死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防及び応急対策については、本計画に定めるところによる。

なお、過去の主な海上災害の被害状況を資料編に掲載する。

### 1 災害通信計画

海難発生にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。



## 2 災害予防計画

### (1) 市の実施事項

- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ② 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ③ 職員の非常配備参集体制・応急活動体制は、職員の非常配備基準要綱及び室蘭市災害対策本部運営規程を準用する。

### (2) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

## 3 災害応急対策

海難事故が発生した場合、又は発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて、実施するものとする。

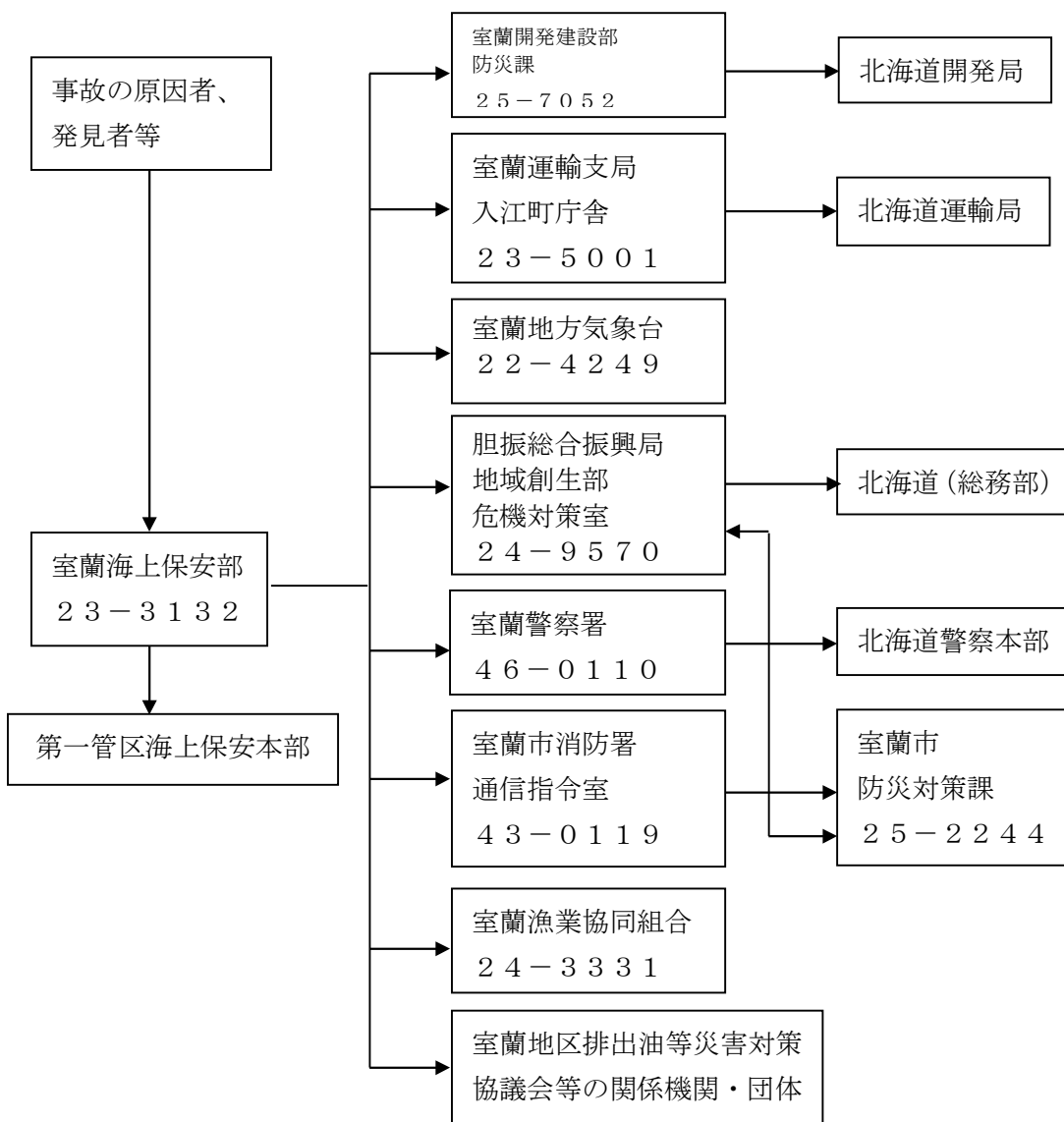
## 第2節 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶から油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、臨港地区における危険物等の流出等による災害対策については、本編第4章危険物等災害対策計画 (P240)、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

### 1 通信計画

流出油等にかかわる情報の伝達系統は次のとおりとする。



## 2 災害予防計画

### (1) 市の実施事項

- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ② 職員の非常配備参集体制・応急活動体制は、職員の非常配備基準要綱及び室蘭市災害対策本部運営規程を準用する。
- ③ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。
- ④ 危険物船舶等の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、係船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- ⑤ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気の使用及び立入の禁止の徹底を図る。
- ⑥ 船舶所有者等に対し、危険物荷役に関する保安、消火器・化学消火剤の配備、事故の予防対策等について指導する。
- ⑦ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ把握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

### (2) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

## 3 災害応急対策

油等大量流出事故が発生した場合、関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じるほか、道計画、道・平成12年作成の「流出油事故災害対応マニュアル」及び室蘭地区排出油等災害対策協議会作成の「排出油等防除マニュアル」に基づき実施するものとする。

### (1) 流出した油等の拡散防止及び回収除去作業

市は、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

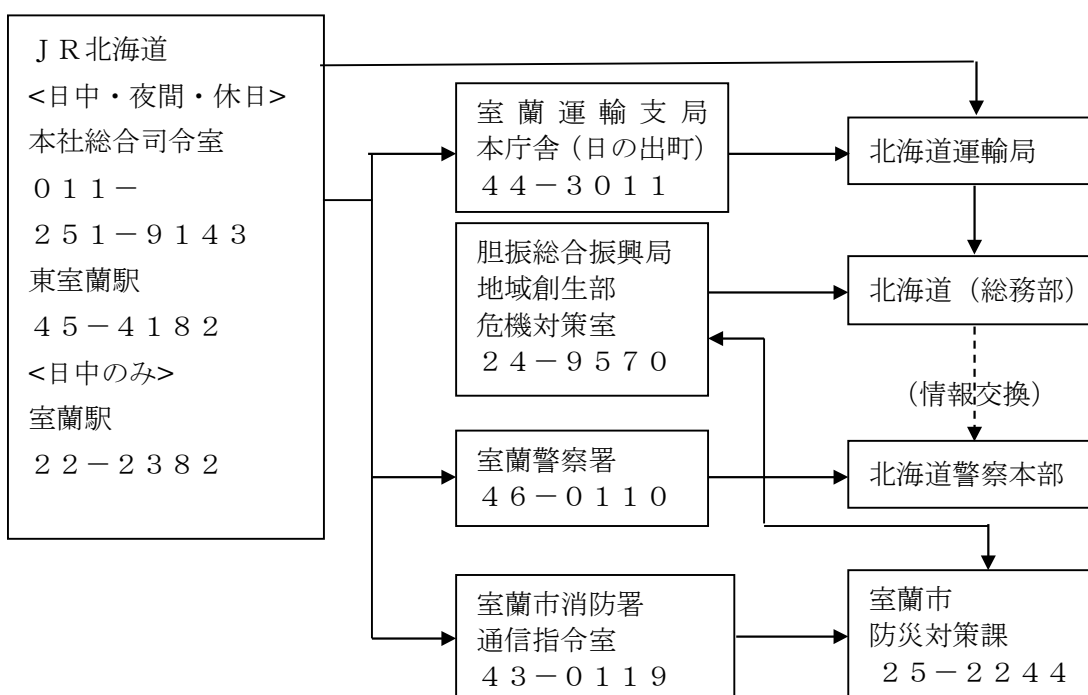
防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

## 第2章 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防衛し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害通信計画

鉄道災害発生に係る情報の伝達系統は次のとおりとする。



※ 室蘭警察署、室蘭市消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちにJR北海道（東室蘭駅）に伝達するものとする。

### 2 災害予防計画

係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

### 3 災害応急対策

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて実施するものとする。

## 第3章 道路災害対策計画

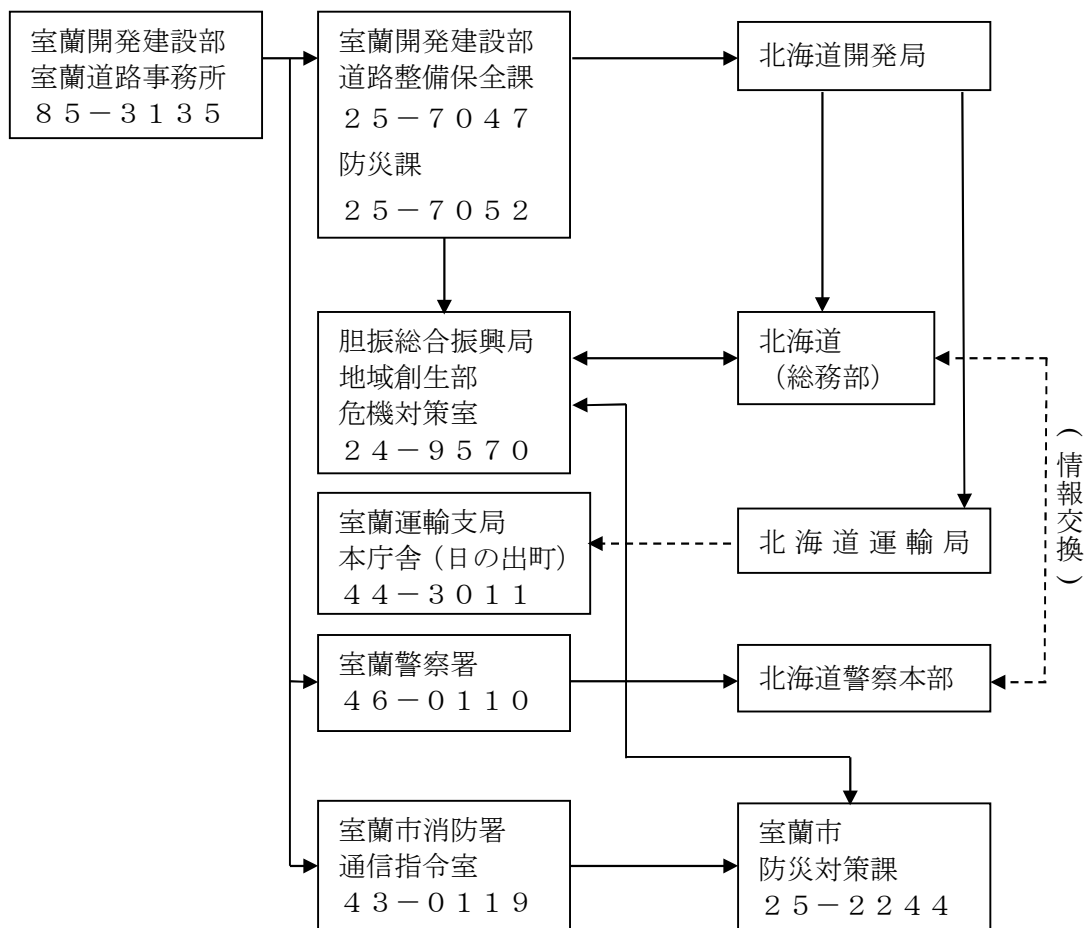
トンネル、覆道、橋梁及び高架等の道路構造物の被災、又は自動車専用国道及び高速自動車道等における車両の多重衝突事故等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する各種の予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害通信計画

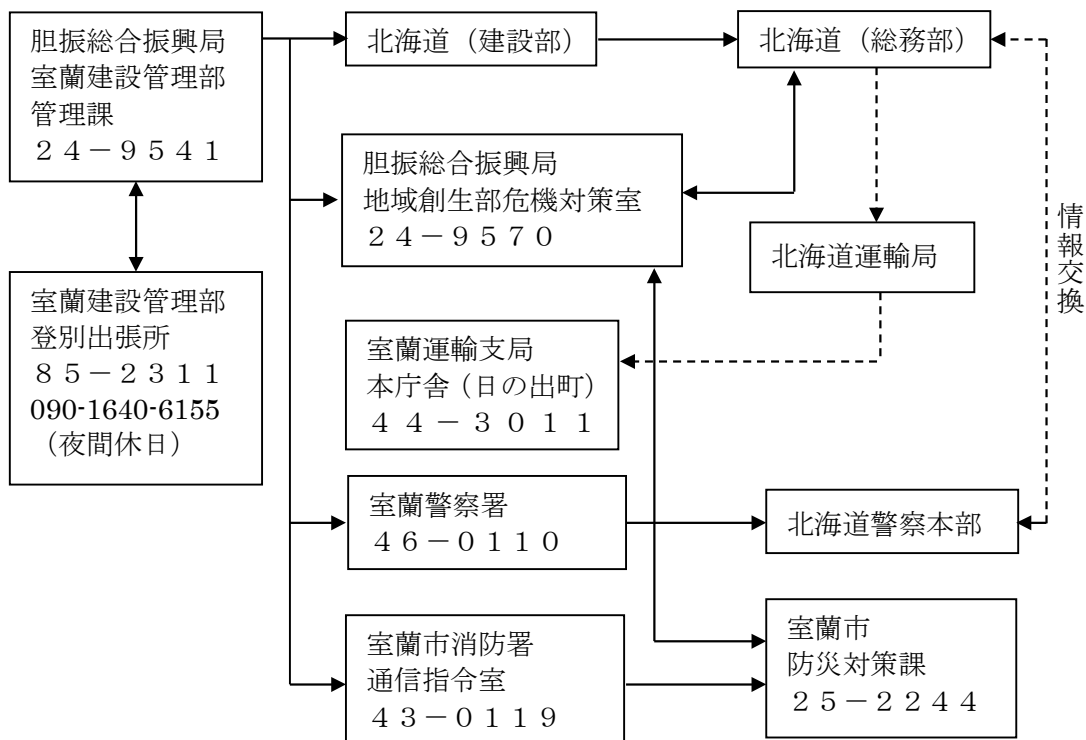
道路災害に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。

(1) 施設（道路構築物）災害発生の場合

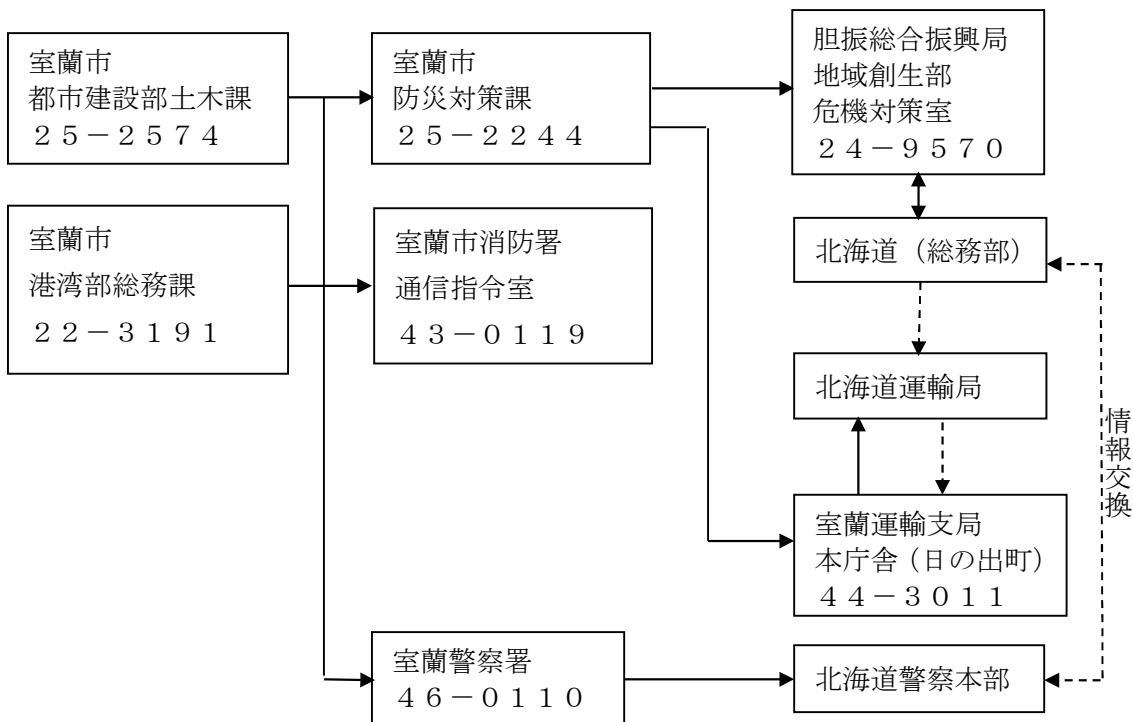
① 国の管理する道路の場合



② 道の管理する道路の場合

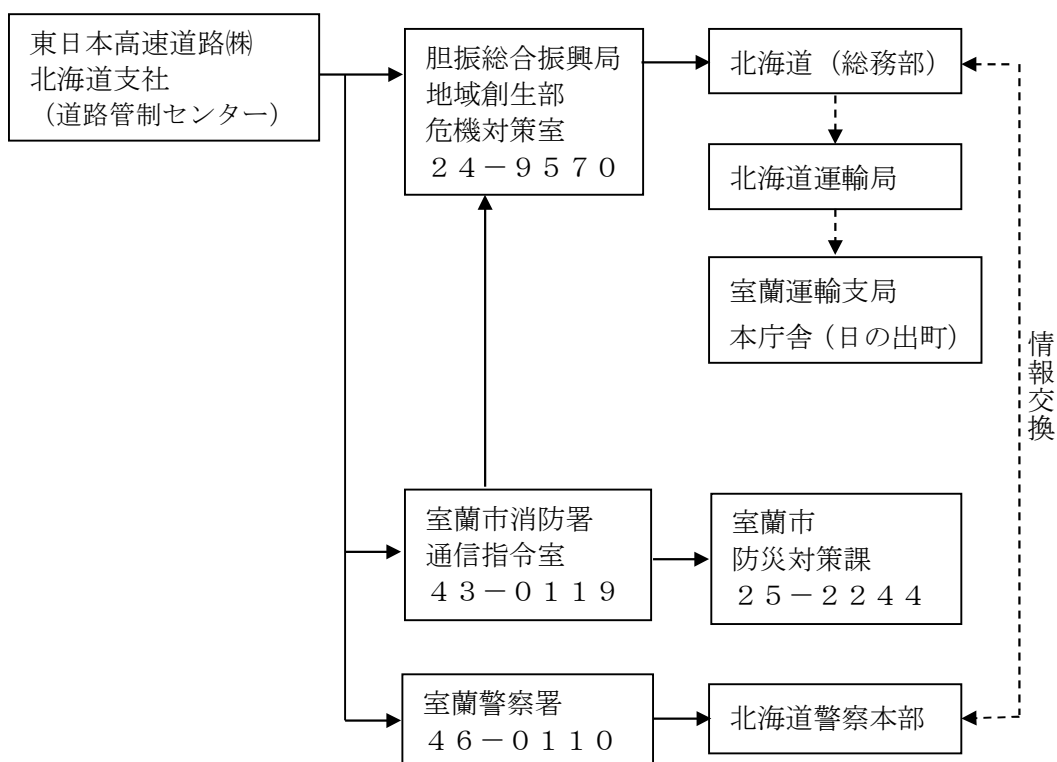


③ 市の管理する道路の場合





④ 道央高速自動車道の場合

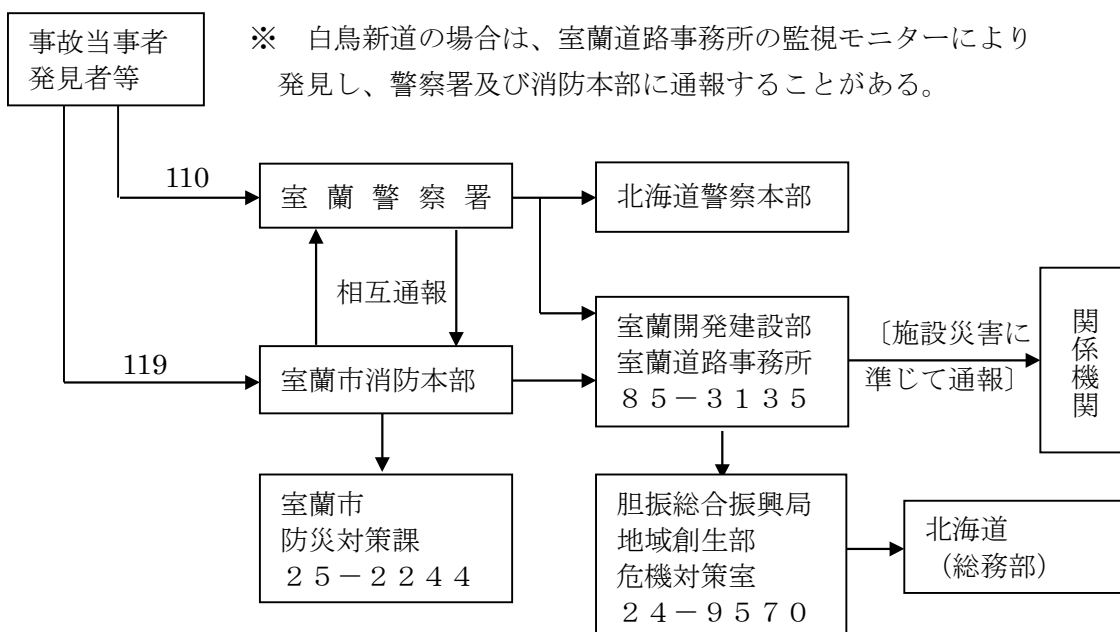


※ 室蘭警察署、室蘭市消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

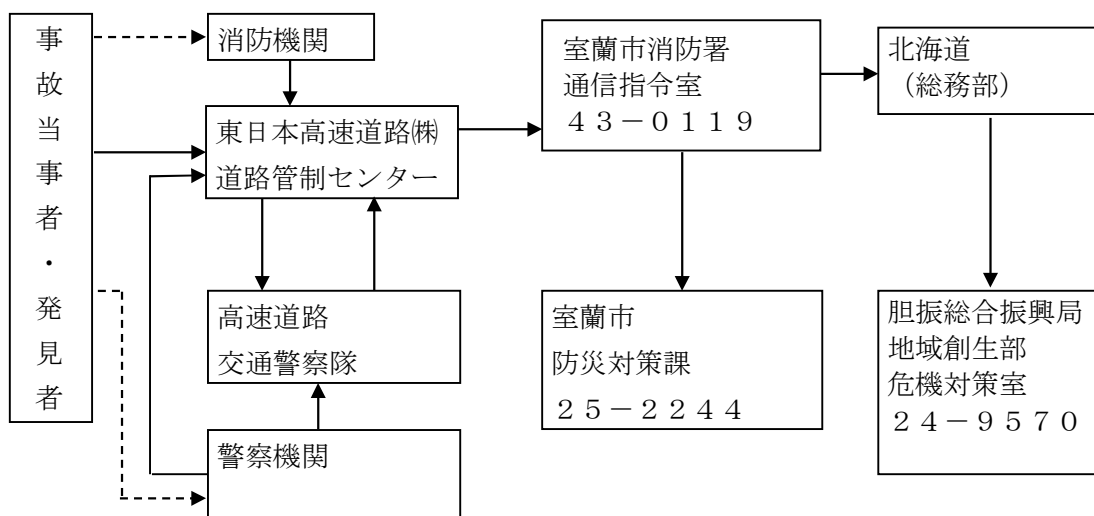
(2) 大規模な事故等の発生の場合

自動車専用国道（室蘭新道・白鳥新道）又は道央高速自動車道において、車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発若しくは転落等によって、大規模な消火活動及び救急救助活動等が必要とされる場合。

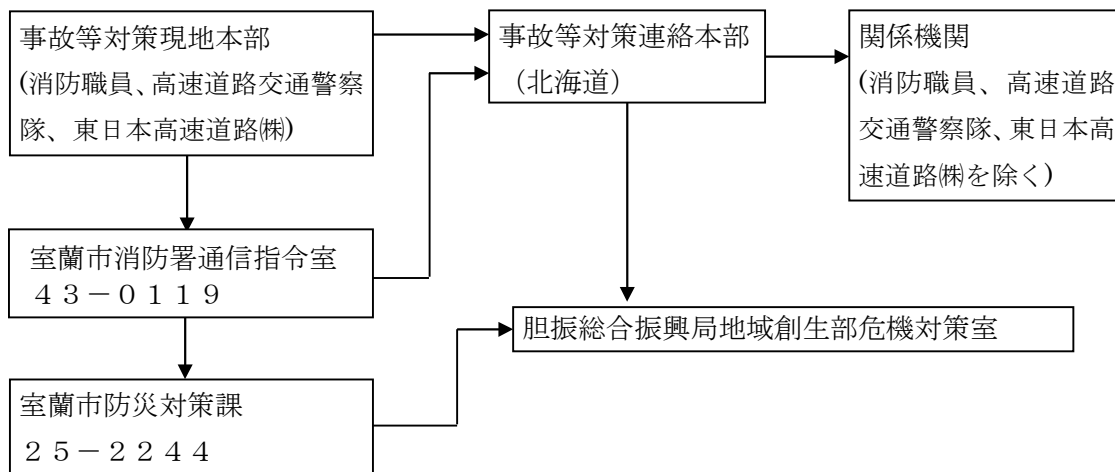
① 自動車専用国道（室蘭新道・白鳥新道）で発生した場合



② 道央高速自動車道で発生した場合



【参考】事故の拡大防止等を実施するため、事故発生現場に現地対策本部が設置された場合の対策通報



## 2 災害予防対策計画

### (1) 市（道路管理者）の実施事項

- ① トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集及び連絡体制の整備を図るものとする。
- ② 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- ③ 道路災害を未然に防止するため、安全性及び信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- ④ 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

### (2) 関係機関の実施事項

国道、道道及び高速道路の道路管理者及び警察は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

## 3 災害応急対策計画

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて実施するものとする。

## 第4章 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災及び爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、本編第1章海上災害対策計画（P230）、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

### 1 危険物等の定義

#### （1） 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油、PCB）など

#### （2） 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

#### （3） 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

#### （4） 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

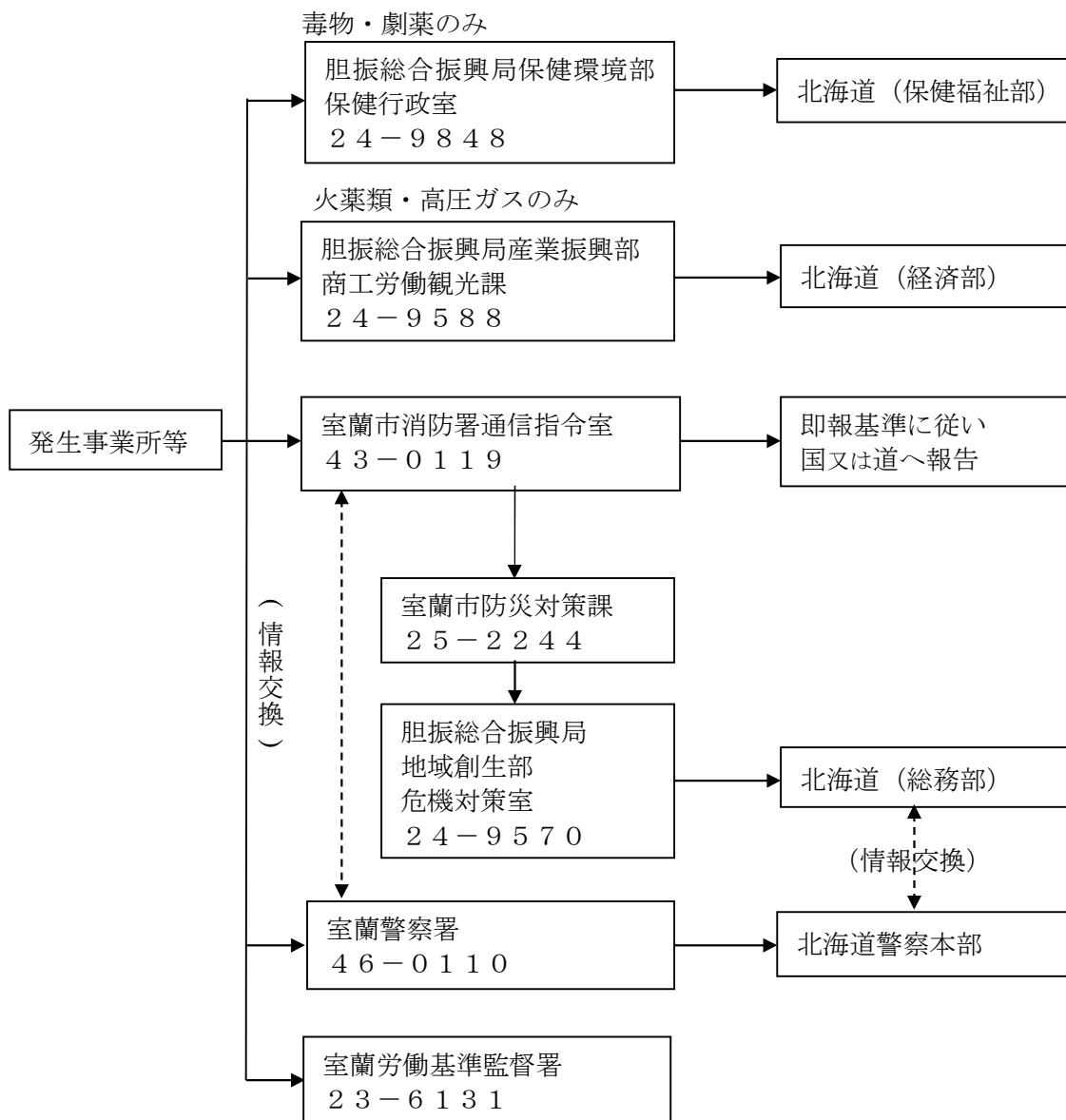
〔例〕 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

#### （5） 放射性物質

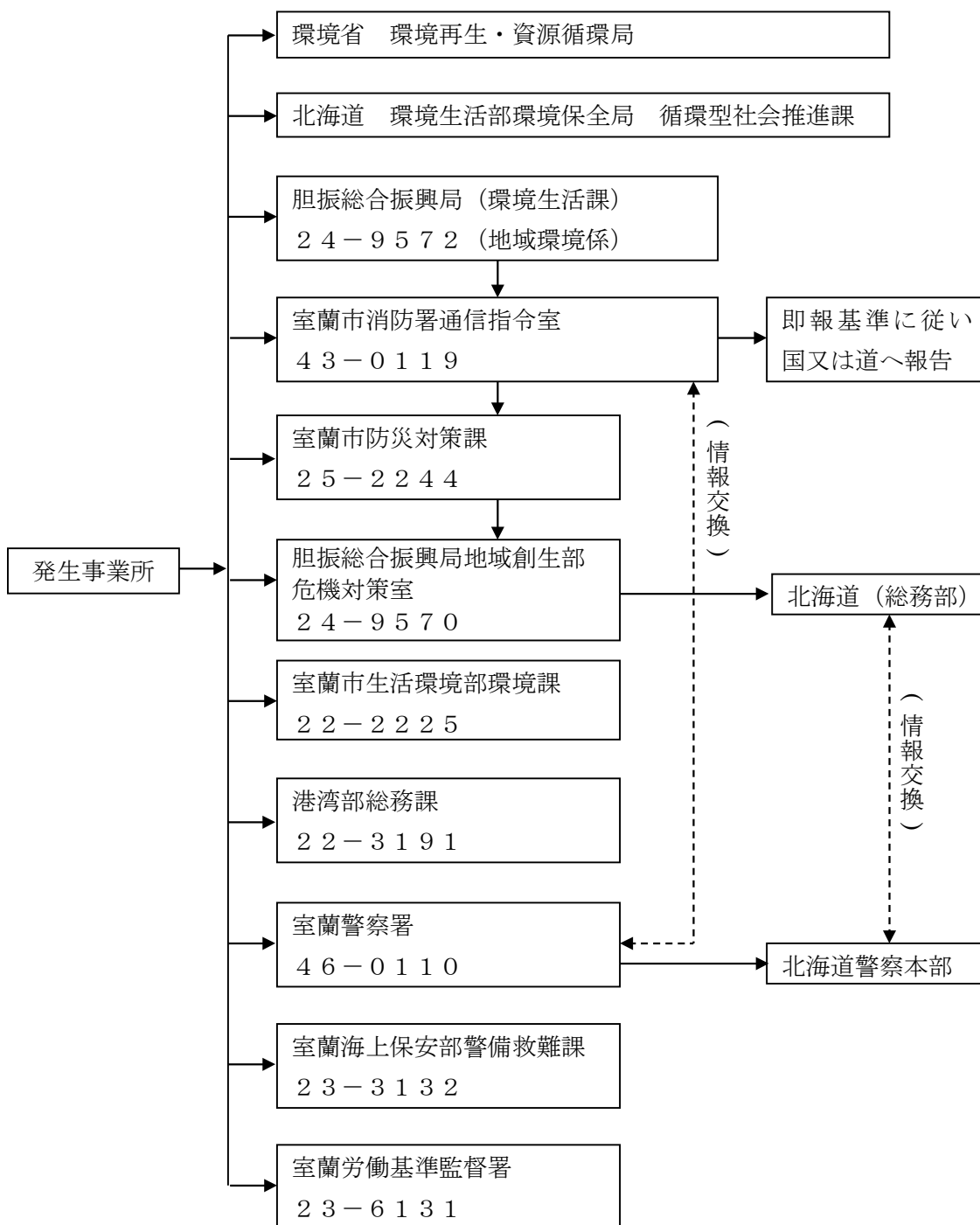
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

## 2 災害通信計画

(1) 危険物等（PCBを除く）災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



(2) PCBによる災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



### 3 災害予防計画

(1) 市（消防本部）の実施事項

① 危険物災害予防

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立のため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

② 火薬類、高圧ガス、毒物・劇薬物、放射性物質災害予防

ア 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者及び関係機関の実施事項

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

### 4 災害応急対策

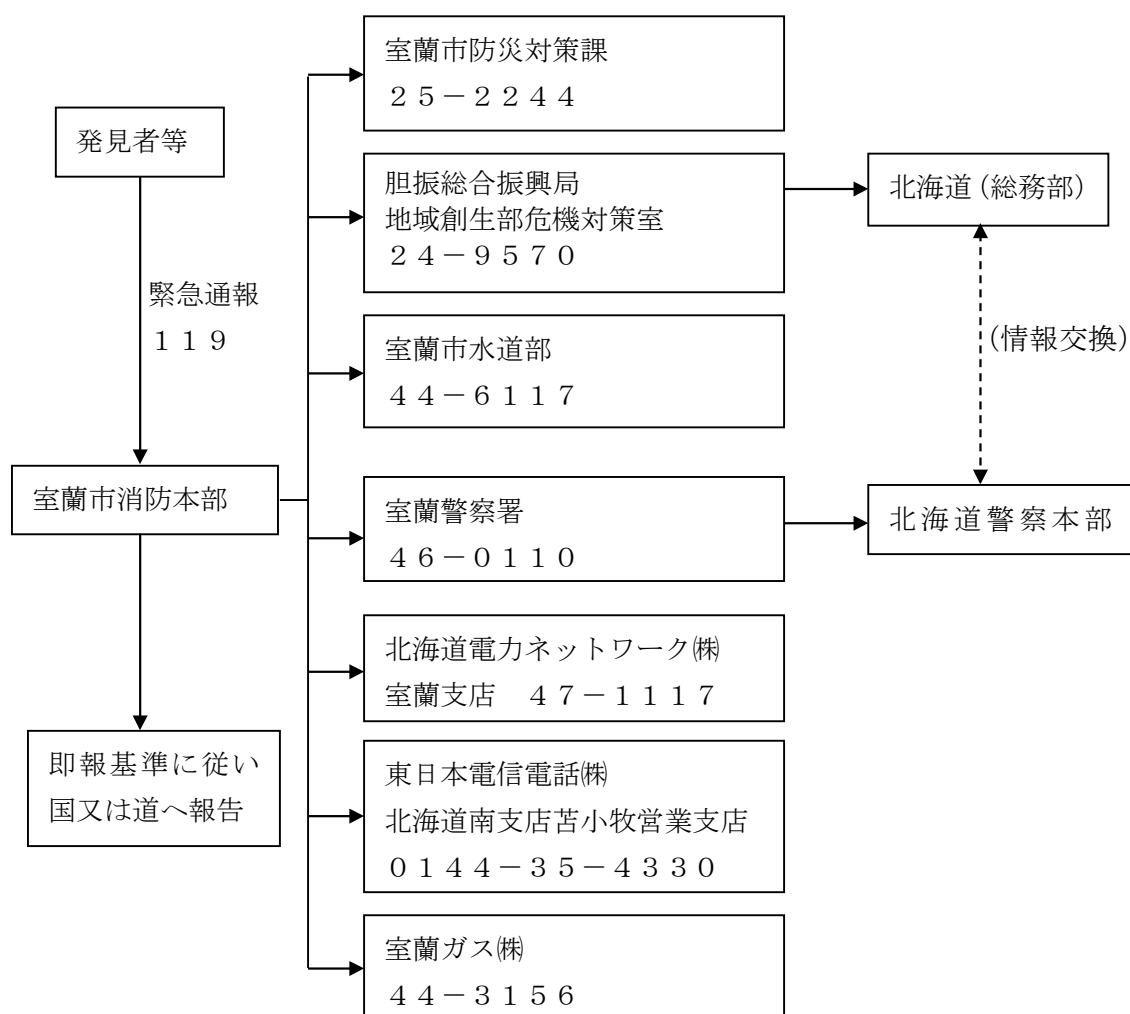
危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて実施するものとする。

## 第5章 大規模な火事災害対策計画

死傷者及び被災者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害通信計画

大規模な火事災害発生に係る情報の伝達系統は、次のとおりとする。



### 2 災害予防計画

#### (1) 市及び消防本部の実施事項

##### ① 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の防火性能を高め、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断体の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。



## ② 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、デパート、病院及び事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく、消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

## ③ 防災管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の予防知識向上を図るとともに、防火・防災管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

## ④ 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道の火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

## ⑤ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

## (2) 関係機関の実施事項

関係機関はそれぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

**3 災害応急対策**

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて実施するものとする。

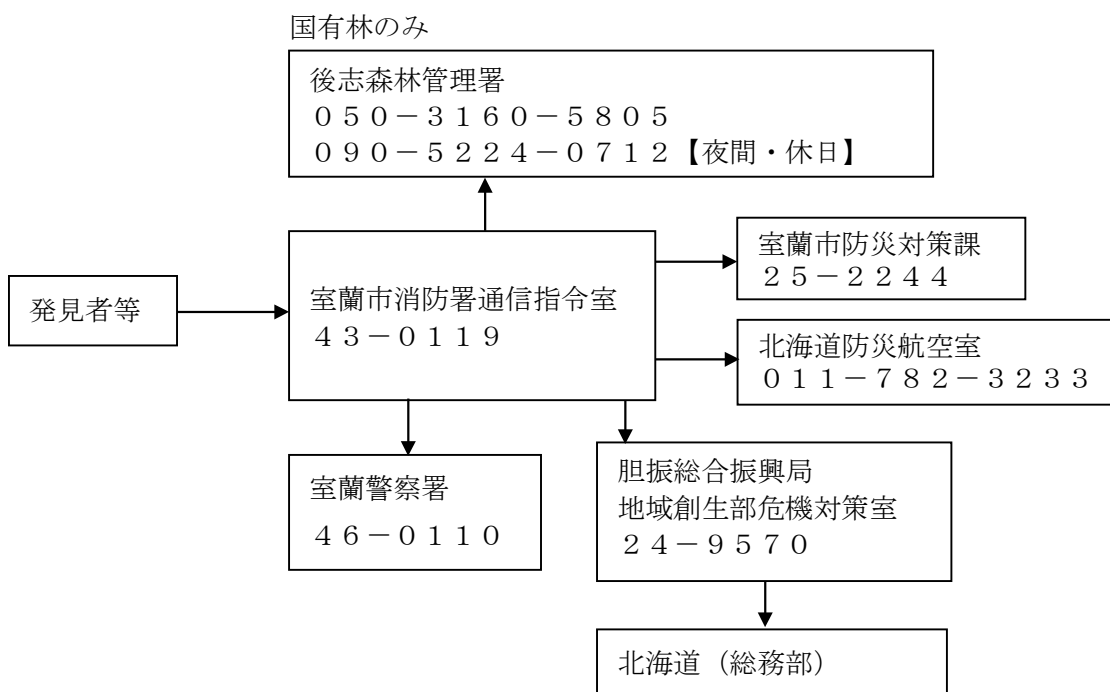
## 第6章 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の火災が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害通信計画

林野火災に係る情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、火災気象通報及び火災警報に係る情報の伝達系統等については、第2編風水害災計画による。



### 2 災害予防計画

林野火災発生原因のほとんどが人為的な不注意などによるものであるため、市は森林管理署及び胆振総合振興局と連携し、登山、ハイキング及び山菜採取等の一般入林者に対し、タバコや焚き火の不始末による出火の危険性について周知を図る。

また、森林所有者や林内において森林施業、道路整備等を行う林内事業者等は、道計画に基づき、林野火災の予防に努めるものとする。

### 3 災害応急対策計画

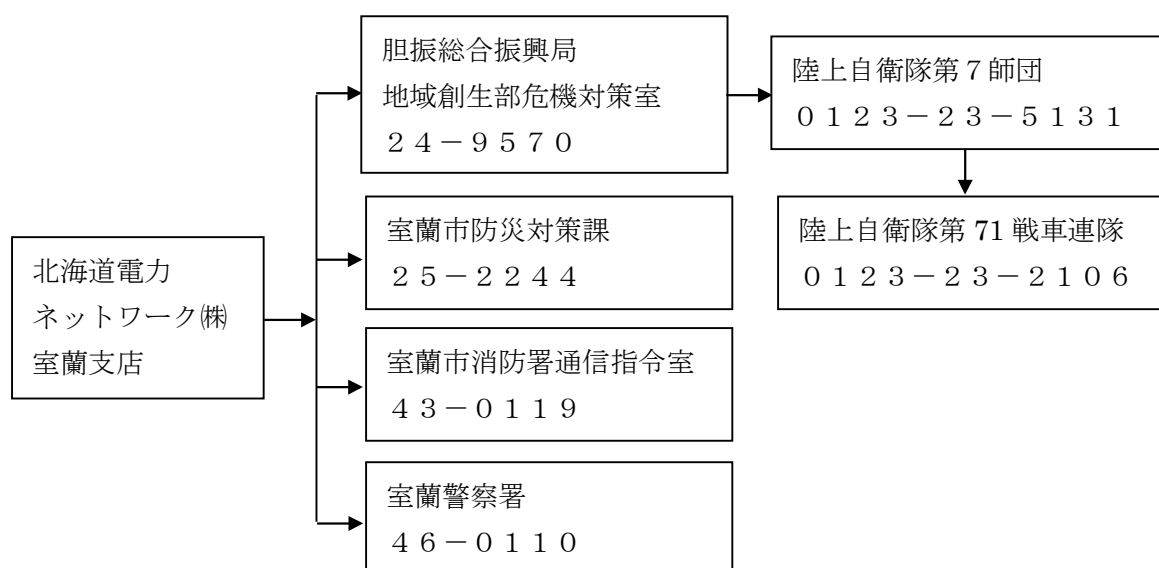
広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）に準じて、実施するものとする。

## 第7章 突発的な大規模停電対策計画

突発的な大規模停電が発生し、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害通信計画

非常時における情報の伝達系統は次のとおりとする。



### 2 災害予防計画

市は、突発的な大規模停電に備え次の事項について対策を図るものとする。

- (1) 停電時に備えた連絡先のリストの整備
- (2) 災害対策本部機能の確保及び通信設備の整備
- (3) 備蓄や停電への備えの啓発

### 3 災害応急対策

突発的な大規模停電が発生した場合の関係機関の応急対策は、第2編第4章災害応急対策計画（P91）及び「突発的な大規模停電などへの応急対応マニュアル」（資料編に掲載）に基づき実施するものとする。

### 4 携帯電話機等充電対策

市は、突発的な大規模停電が発生した場合、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。